

損害保険会社の行う 「示談代行」について

—東京地裁立川支部判令和2年1月15日及びその
上訴審判決・自保ジャーナル2102号165頁

弁護士 長野 浩三

1 本件の概要

本件は、被告であるY損害保険会社の家庭用自動車総合保険に加入していた原告であるXが、被告に対し、①上記保険に係る約款等に基づき、被告が事故の被害者（なお、原告は当該交通事故の発生及び責任を争っている。）から受領した資料（以下「本件資料」という。）の原本の開示を求めるとともに、②上記事故の処理に当たり被告に善管注意義務又は説明義務等の違反があったと主張して、上記保険契約の債務不履行又は不法行為に基づき、慰謝料や別件訴訟において上記被害者から請求されている金員相当額等の損害のうちの一部として100万円の支払を求めた事案である。

2 前提事実

原告運転の原告車が前方左側を歩行中の丁山春子（事故当時7歳。以下「丁山」という。）を追い越そうとした際、丁山が右の甲を押さえて座り込み、痛がるなどしたため、原告は警察に通報するとともに、救急車を要請した（以下、「本件事故」という。）。

原告は、被告に対し、本件事故に係る自動車保険金請求書を提出した。

被告は、本件保険契約に基づく一括払として、丁山が受診していた医療機関等に対して治療費、通院費及び文書料等を内払した。

原告は、C地方裁判所b支部に対し、丁山を相手方として、本件事故に係る損害賠償債務が存在しないことの確認を求める訴えを提起し、丁山は原告に対し、本件事故に基づき損害賠償金の支払を求める反訴を提起した（以下、「別件訴訟」という。）。

本件保険契約に係る普通保険約款（以下、「本件約款」という。）のうち、賠償責任について定める第1章には、概要以下の定めがある。

1条（保険金を支払う場合）

被告は、ご契約のお車の所有、使用又は管理に起因して他人の生命又は身体を害すること（以下、「対人事故」という。）により、被保険者が法律上の損害

賠償責任を負担することによって被る損害に対して、この対人賠償責任条項及び基本条項に従い、対人賠償保険金を支払います。

6条（被告による援助）

被保険者が対人事故に関わる損害賠償の請求を受けた場合には、被告は、被保険者の負担する法律上の損害賠償責任の内容を確定するため、被告が被保険者に対して支払責任を負う限度において、被保険者の行う折衝、示談又は調停若しくは訴訟の手続について協力又は援助を行います。

7条（被告による解決）

1 次のいずれかに該当する場合には、被告は、被告が被保険者に対して支払責任を負う限度において、被告の費用により、被保険者の同意を得て、被保険者のために、折衝、示談又は調停若しくは訴訟の手続を行います。

①被保険者が対人事故に関わる損害賠償の請求を受け、かつ、被保険者が当社と解決条件について合意している場合

②被告が損害賠償請求権者から第8条（損害賠償請求権者の直接請求）の規定に基づく損害賠償額の支払の請求を受けた場合

2 上記1の場合には、被保険者は被告の求めに応じ、その遂行について当社に協力しなければなりません。

3 争点(1)・本件資料の原本の開示義務の有無について

1審裁判所は、以下のとおり判示して同義務を否定した。

丁山から被告に対して同意書や治療費の領収証等が送付された時点で丁山から被告に対する直接請求があったといえ、本件約款第1章7条2号の要件を満たすから、この時点で、原告と被告との間で示談等の代行業務に係る委任契約が成立したというべきであるとの原告の主張については、「本件約款第1章7条2号は、被告が事故の被害者から本件約款第1章8条の規定に基づく損害賠償額の支払の請求を受けた場合について規定するものであり、その場合の手続や支払条件については保険会社が被保険者に対して保険金の支払を行う場合とは異なる規定が置かれている。…本件において、丁山が保険会社である被告に対して本件約款の上記各規定に基づき損害賠償を請求したことを認めるに足りる証拠なく、かえって、…原告が保険会社である被告に対して自動車保険金請求書を提出して保険金を請求

し、これに基づき治療費等の内払等が行われたことが認められるから、本件約款第1章7条2号にいう直接請求が行われた場合に当たらないことは明らかである。…本件約款第1章7条1号の『被保険者が当社と解決条件について合意している場合』という要件を充足していることを基礎づける事情は認められないから、本件について、本件約款第1章7条の適用があるとは認められず、これを前提とする原告の主張は採用できない。」とした。

本件事故後の原告と被告との間の具体的なやり取りを根拠として、被告が原告に代わり丁山との間で示談等を行うことについて、少なくとも原被告間で明示又は黙示の合意が成立していたとの原告の主張については、「保険会社である被告の示談代行権限が上記のとおり本件約款に根拠を置くものである以上、原告が主張する事実関係を前提としても上記約款の要件の充足を前提とせずに原告と被告との間で被告が示談等を代行する旨の合意がなされた」と評価することは困難である。」とした。

さらに、本件約款第1章6条に基づき被告が原告に対し丁山との折衝等について協力または援助を行う義務を負っていることや、本件資料は示談等の代行業務を行うためにその準備段階で収集されたものであることを本件資料の原本の開示義務の根拠とする原告の主張に対しては、「本件約款第1章6条は、被保険者が事故の被害者等と示談等を行うに際して被告に協力又は援助する義務を負わせたものにすぎず、これにより当然に、被告が収集した資料を原告に開示すべき義務までを被告に課したものと解されない。…被告による本件資料の収集は、任意保険会社である被告が保険運用上のサービスとして実施するいわゆる一括払(被保険者又は損害賠償請求権者からの請求を前提として、任意保険会社において、自賠責保険で支払われる部分を含めて最終的に支払を免れないと認められる範囲の治療費等を一括して医療機関等に立替払いするもの)のために行われたものであり、被告がその支払範囲を確認することを目的に自己の業務として行ったものであると認められる上、…丁山の診断書等について原告への開示を丁山が拒んでいたことも考慮すれば、…被告が収集した資料全てについて直ちにこれらを原告に開示すべき義務があったと認めることは困難である。」とした。

4 争点(2)・被告の義務違反の有無について

1審裁判所は、以下のとおり判示して原告の主張を

退けた。

原告と被告との間で示談等の代行業務に係る委任契約が成立したと認められないことは上記のとおりであるとして、これを根拠とする被告の義務についての原告の主張はいずれも前提を欠くものであって採用できないとした。

もっとも、被告は、本件約款第1章6条に基づき被保険者である原告と丁山との間の示談等について協力又は援助を行う義務を負うものであるし、本件保険契約それ自体又はその付随義務として、本件保険契約に係る事務処理を行うに際して原告の財産的利益を損なわないようにすべき注意義務や、原告に対して保険事務処理の経過や内容等について適切に説明を行うべき一般的な注意義務を負うものと解する余地があることから、原告が主張する具体的な義務又はその違反の事実が認められるかどうかについて検討した。

事故の原因や過失割合、損害の範囲等について調査・確認すべき義務については、保険会社である被告は被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して保険金を支払う義務を負うものであること、原告の責任の有無や程度、原告が賠償すべき損害の範囲等については最終的には原告と丁山との間で確定されるべきものであること、被告による丁山の治療費等の支払は一括払の一環でなされたもので、被告による支払の内容が原告の責任の有無やその範囲の確定に影響を及ぼすものではないことから、被告が保険金支払義務の有無やその範囲を確認するため、又は原告の示談代行業務を行うための準備行為として、原告の責任の有無及び程度や賠償すべき損害の範囲について損害調査や確認を行うことがあるとしても、本件約款第1章6条または本件保険契約そのものに基づく義務として、被告が原告に対し当然に原告主張の義務を負うとは解されないとした。

本件事故の処理に係る被告の業務全般について適切かつ迅速に原告に報告する義務については、被告は、原告に対し、本件保険契約それ自体又はその付随義務として、少なくとも原告に対して保険事務処理の経過や内容等について適切に説明を行うべき一般的な注意義務を負うものと解する余地があるとする一方、本件において原告と被告との間で示談等の代行業務に係る委任契約が成立したとは未だ認められないこと、本件事故に係る被告による事務処理は、原告との間の示談代行業務の準備行為という側面のみならず、原告に対する保険金支払義務の有無及び範囲の特定という自らの業務処理という側面もあることも考慮すれば、被告

がその事務処理の内容や経過全てについて原告に報告する義務を負うものではない、とした。その上で、被告が丁山の両親からの聴取や診断書等の取付を行い、原告に対し、事務処理の進捗につき複数回説明を行ったりしていること等から被告の対応に不適切な点があったとは認められないとした。

5 控訴審判決(東京高判令和2年11月25日上記自保ジャーナル)、上告審決定(最決令和3年5月21日)

控訴審判決は1審判決を一部変更したが(被保険者が主張する保険会社の義務の根拠につき上記約款6条だけでは保険会社が被保険者に対し具体的な義務を負うことを規定したものとは解されないとした。)、結論は1審どおりであり、最決は上告棄却、上告受理申立不受理であった。

6 損害保険会社のいわゆる「示談代行」について

我が国の損害保険会社が販売しているほとんどの自動車保険の保険約款では、対人賠償責任保険及び対物賠償責任保険において、被保険者のための保険会社による示談代行制度と、被害者による保険会社に対する損害賠償額の支払請求権(直接請求権)が規定されている。この規定は、対人賠償責任保険については昭和49年に、対物賠償責任保険については昭和57年に導入されたものである。

被保険者が被害者との間で行う示談交渉を保険会社が代行することについては、日本弁護士連合会(日弁連)より、弁護士法72条の非弁活動禁止規定に抵触するのではないかという疑問が呈された。このため、損害保険業界は日弁連と協議を重ね、以下の条件を付すことにより示談代行を行うことを日弁連との間で合意した。

- ①示談代行を行うのは保険会社の社員とする。
 - ②被害者直接請求制度を導入する。
 - ③保険会社の支払基準を作成する。
 - ④交通事故裁定委員会(現在の公益財団法人交通事故紛争処理センター)を設立する。
 - ⑤補填限度額について1事故無制限制度を導入する。
- (以上、伊藤文夫『人身損害賠償法の理論と実際－法体系と補償・保険の実務－』(株式会社保険毎日新聞社、2018年390頁))

「示談代行」制度は、損害賠償について保険会社に対する直接請求制度を創設することによって、保険会社自体の事務であるという構成をとり、非弁の疑義を払拭したものと見える。

7 本判決の評価

本判決は、いわゆる「示談代行」制度における保険会社が行う資料・情報収集業務が保険会社自身の業務であることを指摘して、保険会社の被保険者に対する義務内容を適切に判断しているといえる。

もちろん、保険会社としては、顧客である被保険者の顧客満足の観点や保険契約自体の付随的義務の観点から、損害賠償に関する事務処理について適宜被保険者に報告等をすべきではある。しかし、その内容は示談代行につき委任契約が成立している程度ではなく、上記のとおり、保険会社自身の業務であることを前提としたものであることが留意されるべきである。